

有識者からの意見

(1) 制度の運用一般に関する意見

○ 今後の運用に関する意見

現時点では、制度の立上げの時期でもあることから、今後の運用の進捗状況を注視したい。具体的には、

- ・ 本法制定時に強調された特定秘密保護法との間のシームレスな運用を図ること
- ・ 国民の知る権利に十分配慮すること
- ・ 適性評価対象者ほか関係者について、プライバシーなど権利利益への適切な配慮・保護がなされること
- ・ 適性評価に関する苦情申出や相談申出が機能するよう配慮すること
- ・ 違反行為に対する通報が機能するよう各行政機関において継続的に注視することなどである。

○ 適合事業者における重要経済安保情報の取扱いに関する意見

今後、適合事業者認定が行われた後には、適合事業者に対する重要経済安保情報の提供が実施されることになり、適合事業者の事業活動の中で重要経済安保情報が取り扱われることになる。そこでは、適性評価を受けた者がこれを取り扱うことは当然であるが、その他に下記の点に留意する必要がある。

- ・ 適合事業者に提供された重要経済安保情報は、当該適合事業者の事業活動において「活用」されることになる。想定される事業活動の中で、重要経済安保情報がどのように移動するかについては、適合事業者や案件ごとに異なってくると思われる。そのことに鑑み、適合事業者内部における重要経済安保情報の取扱いについては、事業活動のフローやプロセスに即して、適切な保全が行われるよう、あらかじめの確認及び事後の点検が必要であると思われる。
- ・ 適合事業者に提供された重要経済安保情報については、一定期間内、当該適合事業者がこれを活用する事業活動を行うことになるが、その期間内において、重要経済安保情報の取扱いについて、ある種の「慣れ」が生じ、慎重さが失われることなども考えられる。また、このような情報は、適性評価を受けた者のみが取り扱うことになることから、限られた範囲の比較的少人数で取扱いがなされることが考えられる。そうすると、当該少人数の者の中で一種のローカル・ルールのようなものが形成され、それが不適切な取扱いにつながる可能性がある。以上は、想定上の指摘ではあるが、当該適合事業者の事業活動や職場環境に即した情報保全のチェックが必要であると思われる。
- ・ 適合事業者内部においても、人事異動がある。そのような人員配置の変動に即した適切な情報の管理・保全が必要である。具体的には、職場チーム内において、適性

評価を受けた者のみが重要経済安保情報に接するようになってきているかといった点などの常時チェック（人事管理システム上の工夫）などが考えられる。

- ・ 適合事業者における重要経済安保情報の保全措置、漏えい対策などについては、特定秘密の情報保全に係る経験（不適切な取扱いの事例など）が参考になるので、それらの経験、具体的事案を改めて分析して、重要経済安保情報の保全に活用することを是非検討されたい。

○ 適性評価における同意の取下げに関する意見

適性評価の実施状況について、各行政機関において、概ね運用基準に沿った運営がなされていることが確認できた。特に、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数では、適性評価の同意について、調査開始時に同意をしなかった件数に加えて、調査開始後に同意が取り下げられた件数も報告されており、評価対象者の同意しない権利が担保されているものと受け止める。

また、適性評価に関する改善事例では、改善事例として不同意者の情報が提供されたケースが報告されているが、不同意者が不利益取り扱いを受けていないことを確認するとともに、他の行政機関において類似事例が発生しないよう対応を徹底してほしい。

○ 情報の適正な管理と取扱いルールの周知徹底に関する意見

重要経済安保情報文書の表示について是正が行われた事例が報告されている。本法では、情報漏洩に対し刑罰を科すこととなっており、重要経済安保情報の取扱者を守るには、情報の取り扱いについて迷いを生じさせないことが何よりも重要である。各行政機関においては、情報の適正な管理と取扱いルートを周知徹底してほしい。

○ 不適切事例への対応に関する意見

適性評価に関する改善事例や内閣府独立公文書管理監の指摘への対応が示しているとおおり、不適切な事例はあったものの、再発防止策や必要な是正措置が速やかに講じられており、制度は総体として適切に運用されていると判断する。

○ 適合事業者認定の水準に関する意見

今後、適合事業者の認定件数が増えていくにつれて、相談件数も増えていく可能性がある。そのような場合でも、受理した相談等に対しては、丁寧に対応してほしい。

なお、「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（適合事業者編）」においては、適合事業者の認定に当たって、「行政機関ごとに事業者に達成を求める水準の判断に一定の差が生じることは否定されない」とされている。しかしながら、行政機関ごとに事業者が求められる水準が異なる場合、事業者にとっては負担になることが考えられる。したがって、重要経済安保情報の活用の障害となることがないように、行政

機関が事業者に求める水準の判断がいたずらにばらつくことがないようにすべきである。

○ 重要経済安保情報の活用に関する意見

適性評価における不同意者情報の取扱いに関する改善事例を記載した点は、個人情報保護及び人権配慮の観点から重要である。また、通報窓口及び相談窓口の設置状況を記載していることは、制度の透明性・統制性の確保に資する。

他方で、本制度は情報の「保護」に加え、重要経済安保情報の「活用」を通じて我が国の安全保障及び経済安全保障政策に資することを目的としていることに鑑みれば、本報告書の記載は、保護・管理・統制に関する記述が中心であり、活用面に関する記述が限定的である。とりわけ、適合事業者の認定件数が0件であり、適合事業者の従業員を対象とした適性評価も0件であることから、令和7年時点では、主として行政機関内部の管理体制整備に重点を置いていたことがうかがわれる。

この点については、制度施行初年度であることを踏まえる必要があるが、本制度の活用を期待する側面から、活用実績が限定的であった背景及び今後の方向性を検討し、今後の運用に活かすことが望ましいのではないかと考える。

具体的には、適合事業者認定制度の周知状況、民間事業者側のニーズ、認定基準や保護措置整備に伴う負担、行政機関側における情報提供需要の有無等について、可能な範囲で整理することが望まれる。あわせて、官民連携、研究開発、サプライチェーン強靱化、重要インフラ防護等において、重要経済安保情報の活用がどのような政策効果を持ち得るのかについても検討することが望ましい。関連して、本報告書では、各制度運用状況は個別に記載されているが、「施行初年度として何が整備され、どのような課題が明らかになったか」という総括的整理が乏しい。制度定着状況や今後の課題を整理することも検討されたい。

○ 国際情勢等の変化を踏まえた制度の活用に関する意見

目下、中東情勢などが変化している中で、国民は、重要経済安保情報がどのように活用されているかを知りたいと考えられるところ、そのような内容を説明し、制度の意義をアピールできたら良いのではないかと考える。政府としてどのような評価をするのかは、メディアが注視していくだろう。

(2) 国会報告文書の構成や内容に関する意見

- 今回、初の国会報告であるが、報告書の構成については、読みやすさも含め、妥当なものとして評価できる。

- 表8に調査開始後の同意取下げの状況についても記載を検討してほしい。